

流山市農業委員会
平成28年第7回
総会議事録

平成28年7月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成28年第7回総会議事録

1 期 日 平成28年7月25日(月)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 5番 増田 正美
6番 石井 博

5 出席委員(15名)

1番 小田桐 仙	2番 吉田 達弘
3番 岡田 長政	4番 酒巻 孝美
5番 増田 正美	6番 石井 博
7番 秋元 正	8番 山崎 日出男
9番 中村 彰男	10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子	12番 豊島 啓行
13番 大作 榮	14番 小林 常男
15番 水代 啓司	

6 欠席委員(1名)

16番 高市 正義

7 書記名 主 事 中里 友希

8 事務局 事 務 局 長 亀山 隆弘
事 務 局 次 長 山崎 哲男
事務局次長補佐兼農地係長 田村 敏一

9 会議目次

(1) 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について.....	1
(2) 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用).....	4
(3) 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用).....	6
(4) 議案第32号 農用地利用集積計画の決定について.....	14
(5) 議案第33号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について.....	16
(6) 議案第34号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について.....	17
(7) 議案第35号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う定数条例等について.....	19
(8) 報告第13号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について.....	21
(9) 報告第14号 転用許可に伴う工事完了の報告について.....	22
(10) 報告第15号 専決処理の報告について.....	22

開会 午後3時00分

水代議長 開会にあたり、申し上げます。

本日は、高市会長が欠席のため、流山市農業委員会会議規則第8条第2項により、本日の進行につきましては、会長職務代理を務めさせていただいております、私、水代が議長を務めさせていただきますので、よろしく、お願いいたします。

それでは、ただ今から平成28年第7回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は16名中15名、で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、16番高市委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

水代議長 異議なしと認めます。

5番増田委員、6番石井委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。山崎次長。

山崎次長 お手元に配布させていただきました議案書の中の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」から、議案第35号「農業委員会等に関する法律の改正に伴う定数条例等について」までの7議案について、ご審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第13号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から、報告第15号「専決処理の報告について」までの3項目について、ご報告させていただきたいと存じます。

ご説明は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

水代議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

水代議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

水代議長 議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の1ページをお開きください。

議案第29号

農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

はじめに、議案の1番から3番につきましては、権利者が同じ方ですので、一括して説明いたします。権利者は、流山市大字西深井の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市西深井の田2筆及び西深井の畑1筆で合計面積は1,582平方メートルです。次に、申請事由ですが、農業経営規模拡大のため、売買により農地を取得するものです。議案案内図につきましては、1ページと2ページにございます。

次に、議案の4番の権利者ですが、柏市柏の方で、職業は兼業農家の方です。申請がありました土地は、流山市平方の田1筆で、面積は1,031平方メートルです。次に、申請事由ですが、農業経営拠点に近いため、贈与により農地を取得するものです。議案案内図につきましては、3ページにございます。

次に、議案の5番の権利者ですが、流山市大字南の方で、職業は兼業農家の方です。申請がありました土地は、流山市南の畑1筆で、面積は79平方メートルです。次に、申請事由ですが、農業経営規模の拡大を図るため、自作地の隣地を売買により取得するものです。議案案内図につきましては、4ページにございます。

続きまして、議案書の2ページをお開きください。

議案の6番の権利者ですが、流山市駒木台の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市駒木台の畑3筆で、面積は1,180平方メートルです。次に、申請事由ですが、農業経営規模の拡大を図るため、売買により農地を取得するものです。議案案内図につきましては、5ページにございます。

今月の3条許可申請は、以上の6件です。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は6件であります。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

初めに1番ですが、続く2番及び3番と同一の権利者のため、一括してご説明させていただきます。申請地につきましては、1番が東武線運河駅の南西約0.7キロメートルに位置している畑1筆で、面積は565平方メートルであり、2番及び3番が東武線運河駅の南西約2キロメートルに位置している田2筆で、面積は1,017平方メートルであります。また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により取得するものです。売買価格については、全体で約970万円とのことでした。申請地の畑は、耕起済みの状態であり、田は、耕作中の状態でした。次に、権利者の営農状況

でございますが、権利者の耕作面積は約1.2ヘクタールで、農業従事者は3名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

次に4番ですが、申請地につきましては、東武線江戸川台駅の北西約1.8キロメートルに位置している田1筆で、面積は1,031平方メートルであります。また、申請理由につきましては、自身の農業経営拠点より近く、利便性が高いため、親戚より贈与を受けるものです。申請地の田は、耕作中の状態でした。次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約0.5ヘクタールで、農業従事者は3名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

次に5番ですが、申請地につきましては、東武線初石駅の西約2キロメートルに位置している畑1筆で、面積は79平方メートルであります。また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により取得するものです。売買価格については、20万円とのことでした。申請地の畑は、耕作中の状態でした。次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約0.5ヘクタールで、農業従事者は3名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

次に6番ですが、申請地につきましては、東武線初石駅の北東約1.7キロメートルに位置している畑3筆で、面積は1,180平方メートルであります。また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により取得するものです。売買価格については、約160万円とのことでした。申請地の畑は、草刈済みの状態でした。次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約1.2ヘクタールで、農業従事者は3名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

水代議長 ありがとうございます。

なお、本案の1番から3番については、石井委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、石井委員の退席を願い、審議いたします。

石井委員の退席を求めます。

(石井委員退席)

水代議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第29号の1番から3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第29号の1番から3番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

石井委員の除斥を解きます。

(石井委員入室)

水代議長 続きまして、議案第29号の4番から6番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第29号の4番から6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第29号の4番から6番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

水代議長 次に、議案第30号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第30号

農地法第4条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

初めに、申請者につきましては、流山市大字大畔の方でございます。

農地転用の申請がありました土地は、流山市大畔にあります現況畑2筆で、転用面積は389.04平方メートルでございます。

転用目的につきましては、駐車場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の6ページと7ページでございます。

今月の農地法第4条許可申請につきましては、以上の1件です。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第30号「農地法第4条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案についても、現地調査と申請者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

まず、転用目的は駐車場を整備しようとするものでございます。

権利者は、流山市大畔にお住まいの方の2名による共有で、年齢は65歳と36歳です。

申請理由については、申請地の隣接地にイチゴのもぎ取り用ハウスの増設予定があり、その来客用駐車場を整備する必要があるため、申請がなされたものです。ハウスは3棟建設予定ですが、その内2棟ずつをローテーションでもぎ取りに利用することで、1棟につき5組とする予定のため合計で10台分が必要とのことです。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の北西約1キロメートルに位置し、周囲は市街地に近接する10ヘクタール未満の規模の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要ですが、路盤は砕石敷きとする計画です。土砂等の流出対策については、農地側をブロックで区画し流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は自然浸透とし、汚水及び雑排水は申請地では使用せず、トイレなどは自宅のものを利用する予定とのことでした。

次に、資金計画ですが、整備費が約108万円で、全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありません。市関係課との協議状況については、関係する道路管理課、宅地課、博物館との協議結果報告書が提出されております。

また、敷地が変形のため、その経緯を伺ったところ、今後経営が好調であれば、さらにハウスの増設をしたい意向があり、その余地を残し、なおかつ既存の筆界や道路との接続なども考慮しこの形となったとのことでした。

また、もぎ取り用とは別にある小さなハウスの用途について伺ったところ、育苗用のことでした。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第4条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第30号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第30号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第31号

農地法第5条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

初めに、議案の1番から4番につきましては、権利者が同じ方ですので、一括してご説明いたします。権利者につきましては、流山市東深井に住所を有する法人でございます。農地転用の申請がありました土地は、流山市中野久木にあります畑9筆で、転用面積は5,398.39平方メートルでございます。転用目的につきましては、老人ホーム施設用地及び道路用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の8ページと9ページでございます。

次に、議案5番の権利者につきましては、流山市加に住所を有する法人でございます。農地転用の申請がありました土地は、流山市下花輪にあります畑1筆で、転用面積は785平方メートルでございます。転用目的につきましては、資材置場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の10ページと11ページでございます。なお、本件につきましては、第3小委員会開催後の7月の21日付で事業計画の見直しをするということで、取り下げ願の提出がありました。

次に、議案6番の権利者につきましては、さいたま市に住所を有する法人でございます。農地転用の申請がありました土地は、流山市西初石4丁目にあります現況畑2筆で、転用面積は1,878.93平方メートルでございます。転用目的につきましては、保育園用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の12ページと13ページでございます。

今月の農地法第5条許可申請につきましては、以上の6件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが6件であります。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

まず、1番ですが、続く2番から4番までと一体事業であるため、一括してご説明させていただきます。移転の原因は1番が賃貸借で、2番から4番が売買でございまして、転用目的は特別養護老人ホームの建設及びそれに伴う道路の拡幅をしようとするものでございます。

権利者は、流山市東深井に住所を置く社会福祉法人で、平成11年に前身となる法人が設立され、平成19年に現在の法人となっております。

事業内容は、社会福祉事業等で、高齢者福祉施設や保育所の運営を行っている他、子供と高齢者のふれあいをテーマにしたこれらを併設した施設の運営等を行っているとのことです。

申請理由については、流山市内で特別養護老人ホームの入所待機者が多く、市で緊急に整備が必要とされたことから、申請がなされたものです。また、この場所を選んだ理由としては、現在運営を行っている東深井、野々下、西初石の各拠点からの距離と交通アクセスの利便性、周辺の環境等を総合的に勘案したとのことでした。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武線江戸川台駅の西約1.1キロメートルに位置し、周囲は市街地に近接する10ヘクタール未満の規模の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要ですが、3階建て特別養護老人ホームを建設し、56台分の駐車場を設けると共に、現在幅員4メートルの前面道路を幅員6メートルまで拡幅する計画です。土砂等の流出対策については、ブロック及びフェンスで区画し流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は浸透柵及び透水性舗装による敷地内浸透とし、汚水及び雑排水は公共下水を利用するとのことでした。このことについて、浄化槽ではなく下水道を選択した理由についてさらに伺ったところ、初期費用だけであれば下水道の方が高くなるものの、維持費を加味すれば下水を導入した方が割安となるため、コスト面から選択したということでした。

また、調整区域で公共下水を利用できる理由について伺ったところ、水道局の許可のため詳細は把握していないが、特別養護老人ホームは単純な民間事業というよりは半分公共的な事業として扱われるため、住宅等とはある程度区別されているのではないかということでした。

次に、資金計画ですが、土地賃料は年間約400万円、土地価格は約450万円、建設費が約13億円で、自己資金、独立行政法人福祉医療機構からの借入金及び千葉県からの補助金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書、福祉医療機構

への福祉貸付資金申請に関する関係書類、千葉県発行の補助金の内示書が添付されております。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。市関係課との協議状況につきましては、都市計画法の手続きの中で市長との協定書を締結し、その写しが添付されております。

また、オープンに向けた職員の配置計画について伺ったところ、採用自体は事前に行って既存施設に配置しておき、オープンに合わせて人事異動という形態にすることでスムーズに移行できるようにする予定とのことでした。

また、交通安全対策について伺ったところ、小中学校が近いため、各学校と協議し、各曲がり角にガードマンを配置することとなっているとのことです。

次に、5番ですが、移転の原因は賃貸借でございます、転用目的は資材置場を建設しようとするものでございます。

権利者は、流山市加に本店を置く株式会社で、昭和61年に設立されています。

事業内容は、造園業、土木業等で、ここ3年間の年商は平均6億円前後で推移しているということです。

申請理由については、現在、三輪野山で利用している資材置場が道路拡幅により削られたため、その代替地として申請がなされたものです。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武線初石駅の南西約1.8キロメートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要ですが、路盤は砕石敷きとする計画です。また、申請地前の道路は歩道が整備されておりますが、この歩道部分については、市からの指導により大型車の通行に耐えられるよう車道用の整備を行うとのことでした。土砂等の流出対策については、道路側は万能鋼板、それ以外はバリケードを地面に埋め込みし流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は自然浸透とし、汚水及び雑排水は使用しないとのことでした。

次に、資金計画ですが、土地賃料は年間約80万円で、整備費が約190万円で、全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありません。関係課との協議状況については、関係する道路管理課及び環境政策・放射能対策課と協議を行い、協議結果報告書が提出されております。

また、申請者へのヒアリングの際には、建物は建築しないように指導したところであります。

なお、本件については、小委員会の後、申請者より事業計画を見直すため取り下げたいとの意向があり、農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願が提出されております。

次に、6番ですが、移転の原因は賃貸借でございます、転用目的は保育園を建設しようとするものでございます。

権利者は、さいたま市北区に住所を置く社会福祉法人で、平成19年に設立されています。

事業内容は、保育園の運営等で、現在10施設、内市内2施設の保育園を運営しているとのことです。

申請理由については、近年増加している待機児童の問題や、市の人口増により保育所の必要性が高まっているため申請がなされたものです。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武線初石駅の南西約0.8キロメートルに位置し、前面道路に上下水道が通っており、500メートル以内に西初石小学校、西初石中学校、流山おおたかの森高校、流山郵便局などの公共施設が存在する農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要ですが、2階建て保育所を建設し、21台分の駐車場を設ける計画です。平成29年4月1日開園予定で、

0歳児8名、1歳児から3歳児各22名、4歳児と5歳児が各23名の定員とのことです。土砂等の流出対策については、出入り口を除く周囲全面をコンクリート擁壁又は化粧ブロックにより区画し流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は地下貯留槽を設けオーバーフロー分は前面道路のU字溝に放流し、汚水及び雑排水は前面道路の既設下水管に放流するとのことでした。

次に、資金計画ですが、土地賃料は年間約670万円で、建設費については、補助金の交付要件の関係で入札する必要があるため、現時点では確定していないものの、参考見積りで約2億円を想定しているとのことで、自己資金並びに国及び市からの補助金で賄う予定であり、金融機関発行の残高証明書と市発行の補助金計算書が添付されておりました。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。市関係課との協議状況につきましては、都市計画法の手続きの中で市長との協定書を締結し、その写しが添付されている他、環境政策・放射能対策課、コミュニティ課、上下水道局、教育委員会等との個別協議の経緯に関する書類が提出されております。

また、駐車場の台数の根拠について伺ったところ、現在運営している10園の平均でおおよそ定数の20パーセントが自動車での送迎であり、また同時に来るわけではないため入れ替わりを考慮すると20台程度必要と判断したとのことでした。それに加え、開発の許可基準である車いす用駐車場1台で21台とのことです。

職員用や来客用の駐車場を設けないのか伺ったところ、整備する駐車場は全て送迎用であり、職員用は各自で確保してもらう方針であり、来客は通常送迎とは時間がずれるため送迎用に停めても問題ないとのことでした。

送迎バスの用意について伺ったところ、園として用意するつもりはないとのことでした。

た。また、市の送迎保育ステーションのバスは入ってくるが、これはすぐ出ていくためその分の駐車場は無いとのことでした。

また、交通安全対策について伺ったところ、自治会や市保育課と協議を続けており、まだ決定していないとのことでした。

また、周辺住民との協議状況について伺ったところ、大半の住民は同意しているが、一部の方からは反対されているとのことでした。主な反対意見としては、入口を広くする、交通問題に対策する、駐車台数を増やす、緑地の問題、防音壁を設ける等の依頼があるとのことでした。

また、現地は道路から比べて位置が高く、そのレベルのまま建てる予定か伺ったところ、建物はその高さで建設し、駐車場はスロープにするとのことでした。

また、植栽について何を植えるか伺ったところ、高木はアラカシ等を10本、中木はネズミモチ等を60本、低木はサツキ等を80本予定しているとのことでした。その管理については管理会社を入れるとのことでした。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、1番から4番については全会一致をもって許可相当、5番、6番については賛成多数をもってそれぞれ許可相当という結論に達しましたが、5番については、その後許可申請の取下げ願が提出されたところであります。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

2番(吉田委員) 5番なんですけど、取り下げ願という話だったんですけど、他に場所を探しているとか、そういうことですか。

中里主事 そこまで詳しい話を伺っているわけではなくて、計画を見直すという、ただそれだけしか伺っていないという状態です。

9番(中村委員) 計画見直しということですが、申請地は諦めて、現状の土地で何とかする、そういう意味合いなのかと思われるんですけど。

中里主事 その点についても、はっきりどういう形なのかということは、わかっていない状態です。同じ場所が出てくる可能性もあるし、全然違う場所が出てくるという可能性もあります。そこは業者の判断になると思います。

9番(中村委員) 真意が掴めないということですかね。

1番(小田桐委員) 6番ですけども、相当前に取り付けた道路との段差、傾斜が高いと思うのですが、この計画だと駐輪場を入れてすぐのところに設けるといことでよろしいでしょうか。

中里主事 図面にてご説明させていただきます。まずこちら、緑のところは植栽でございます。ここのところも、緑になっていると思うんですけど、植栽というわけではないんですけども、芝生を植えて、緑化をするような形にして、駐車場としても使うということです。園と駐車場の間に擁壁を組みまして、駐車場は若干の法面で上に登ってくるような形になっていて、園に向かう部分はスロープという形で、園側は現況の高さそのままを使うという、計画になっております。

9番(中村委員) グリーンにマークされている所は植栽ということですか。

中里主事 そうですね。イメージなんですけれども、大きいのは高木とかで、小さいのが中木、そのほかは低木を植えるような形です。

9番(中村委員) 真ん中の、斜線になっているところと黄色い部分は、

中里主事 斜線のところが全部アスファルトで、黄色い部分が駐輪場になります。

9番(中村委員) 駐車場は全部アスファルトなんですか。

中里主事 駐車場はこの緑の植栽以外は全て舗装です。

1番(小田桐委員) 高さはどうやったら道路と同じになるんですか。

中里主事 入口が道路と全く同じ高さになって、一番奥でもやはり園と同じレベルにはならない、間にスロープで出入り口を設けています。

1番(小田桐委員) 了解です。分かりました。駐車場のところと建物敷きでは高さが違うということですね。

9番(中村委員) 道路上に数十年ぐらい前の石積みがあるじゃないですか。現状のままでもいいのか、それとも全部撤去して新しい物を造るのか、その辺を教えてください。建築してからかなり年数が経っているでしょ。

中里主事 今回の計画ですと、道路自体の拡幅も若干含みますので、コンクリートの塀については新しく設置いたします。

13番(大作委員) まず、6番でございますけども、10施設を運営しているということで、そのうち市内に2施設、これで3施設になりますけども、どういう保育園を運営しているんでしょうか。その辺を聞きたい。それで1番につきましては下水管へ放流をするということでございますけども、放流先はどちらになるんでしょうか。

山崎次長 園ですけども、まず2つは流山おおたかの森に既に開設しているということで、これで3つ目です。

13番(大作委員) 1番については非常に公共性があるということで、調整区域であっても、下水管の方に合流するという事なんですけども、接続先はどちらになるということですかね。

田村次長補佐 図面上には出ていないんですけども、こちらの南側に北団地という団地がありまして、そちらの近くの下水管に繋いで排水するっていう計画になっております。

1番(小田桐委員) 人の土地の下に入るってことですか。当然、道路の前に下水管が来ていないと入れないし、むしろ県道に入っているなら引っ張っていかないと。

田村次長補佐 そうです。すぐお金をかけるそうなんですけど、浄化槽でやるよりも

長期的に安価にできるということで、下水の方に直結するってということです。

1番(小田桐委員) 事業者がやるんですか。

田村次長補佐 はい、そうです。

9番(中村委員) 6番なんですけども、周辺住民との協議状況について伺ったところ、大半の住民は同意しているが、一部の方からは反対されているとのことですが、近隣の方々からの完全なる理解はまだ得られていないという理解でよろしいでしょうか。そのうち、地域住民、自治会の方の合意を得るという理解でよろしいでしょうか。

田村次長補佐 すべての内容については把握していないんですけども、市の方の関係文書とか、一応聞いている内容では、自治会の方としては先ほど、反対ということで意見を出していただいたということになるんですけども、反対理由を整理して要望という形で、賛成の方向には向かっているという話も、担当部署からは聞いております。ですので、絶対駄目とかそういうわけではないっていう形で、実態はそういうような形で協議が進んでいるということです。

9番(中村委員) 地域の自治会の対応っていう話はそのまななんですけども、対応する考えは全く違うじゃないですか。市内で3園開きますけども、事業者は、0歳児の待機児童を8名受け入れますけど、それに対応するだけで地域の人々は関係ないじゃないか、という考えなのか。この間、説明に来たまでも、事業者の方が地域、自治会にしっかり話す気はないんじゃないか。

山崎次長 私もそのヒアリングにいたんですけども、今中村委員がおっしゃたように、あの場での業者さんの回答は、自治会への加入とかそういうのについては考えていないと思います。今は、変わったかどうか分かりませんが、あの場での回答は、そこまでは考えていませんということです。

水代議長 それって、自治会不加入っていうこと。自治会の同意とかが必要じゃなくて、そもそも効力がないっていうこと。

山崎次長 今の話は、委員の方から自治会への加入予定、地域密着とかそういう話です。

水代議長 そうですか、分かりました。

田村次長補佐 すみません、ちょっと今の話で自分の聞いている範囲なんですけども、一応自治会自体の加入に関しては話のあった通りなんですけども、当然自治会に加入しなくても、夏祭りとかそういうイベントには保育園自体は参加する、というお話は担当の方から聞いております。

9番(中村委員) それは確約できるんですかね。正直、設置してからどうにでもなるじゃないですか。やっぱり、地域密着型で地域とうまくやってほしいなって、色々な集まりがあるけども、子供会もあれば、保育園ですから、そういったこともお互いに手を合わせてやっていけたらいいんですが、それはやはり別なのかということですね。だから、先ほど言ったように、別にいいじゃない地域がどうしたの、という姿勢なんじゃないかなと思っているのですが。

1番(小田桐委員) 議長、農地法第5条によると、申請案件の中で自治会に加入す

るか加入しないか、ということは中々求めづらい所があるとは思いますが、中村委員のご指摘もごもっともなので、一応法律に基づいて議決をとられて、地域としっかり今後の話し合いだとか、開設後の良好な関係を築いてくださいよってという意見を付して許可するかしないか、判定されたらどうかなという風に思うのですが。

中々、第5条でそこまで縛るのは難しいとは思いますが。

水代議長 今の意見、どうですか。コメントとして、許可になった場合にはある程度地域との融和を果たしてください、という指導を加えるということで、如何なものでしょう。結構、以外と上手くやるんですね。うちの方も何だかんだできて必ずお祭りに参加するんですね。また、そういうのがなかったら周りから嫌われちゃってどうしようもない。

9番(中村委員) 加入して何を自治会でやるんだよ、というお話ですけども、どうもこのヒアリングは、上手くはできないだろうと、今までの案件とは別かもしれないと、本当に開園したらできるのかな、ということ強く感じたものですから。

7番(秋元委員) ちょっといいですか、この5条関係というものは、自治会に入らなくちゃならないという、決まりなんですか。そういうのはないと思うんですが。自治会は強制もできないんですね。あくまでもコメントをつけ添えて丸くするような感じで進めてくださいよ、ということしかできないということですよ。多分、自治会の方は強制はできないと思うので。

1番(小田桐委員) 他市でもですね、それは農地ではないかもしれないですけど、5条の許可を農業委員会が許した後の住民運動があって、断念するというケースがありまして、そうすると、農業委員会は何をやっているんだという話になりますから、実務的な書類が十分揃っている以上、許可の案件だとは思いますが、許可する以上は地域との融和を大事にしてくださいよっていう、そういう指導はあっても良いだろうと思うんですよ。中村委員はやっぱりその辺を心配していると思うので、そのようなコメントをつけて許可を出すべきかと。

水代議長 許可する場合には、そういうコメントを付け加えて指導をすると、農業委員会としては、そういう指導。それから、道路課なら道路課で別の指導を加えるかもしれないし、要するに、各部署で色々あると思うので、こちらの方のコメントとして、農業委員会としてはこうしてください、そういうことにしたら如何でしょうかね。

(異議なしの声あり)

水代議長 ということで、事務局の方、結構刺さるようなコメントをもらいましたけど。小田桐委員から言われたように後々トラブルが起きてもいけないし、そういうことで如何でしょう。

水代議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第31号の5番については、取下げ願が提出されましたので、議案第31号の1番から4番及び6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い

します。

挙手、全員であります。

よって、議案第31号の1番から4番及び6番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第32号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

今月は新規に関するものが2件、更新に関するものが1件であります。

最初に、議案の1番と2番につきましては、権利者が同じ方ですので、一括して説明いたします。権利者は、千葉県富里市に住所を置く農地所有適格法人です。移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市西深井にあります畑5筆、合計面積は4,699平方メートルです。利用権の設定期間は、新規によるもので、本年8月から平成31年8月までの3年間です。本件の議案案内図につきましては、14ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

議案3番の権利者は、流山市中にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります畑3筆、合計面積は2,060平方メートルです。利用権の設定期間は更新によるもので、本年8月から平成31年8月までの3年間です。本件の議案案内図につきましては、15ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

今月の農用地利用集積計画は、以上の3件です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

水代議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が2件、更新が1件であります。

はじめに、新規の案件でございます。

1番ですが、次の2番と権利者が同一のため、一括してご説明いたします。本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者は富里市に本店を置く農地所有適格法人でございます。農業従事役員は5名で、農業従事日数は200日であります。

次に、申請地につきましては、一部は耕起済みの状態で、一部は雑草が繁茂している状態でした。

次に、更新の案件でございます。

3番ですが本件については、相手を変更して3年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は38歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日であります。

次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしておりません。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

私から質問がありますので、一時議長を14番小林委員と代わりたいと思います。

15番(水代委員) この法人の営農面積は、トータルで何町歩ぐらいになりますか。
田村次長補佐 2.7ヘクタールになります。

13番(大作委員) 成年被後見人と成年後見人の関係はどのようなものですか。親子ではないように思われますが。

中里主事 一応、成年後見人の登記事項証明書で内容自体は確認しているんですけども、2人の関係がどんな関係かということは記載されていないので、分かりません。

13番(大作委員) 成年後見人って、2人とも成人していますよね。被後見人っていうのは高齢な方だと思んですけども、自分で判断できないということで、成年後見人を指名しているんだと思んですけども。

7番(秋元委員) 今のと関連的なんですけど、その為に相手を変更して更新って書いてあるんですか。

田村次長補佐 それとは別です。

今までやっていた人が28年の5月までで別な方とやっていて、その方が引き続き耕作しないので、今回は他の方に貸すことになりました。

水代議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第32号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第32号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第33号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の9ページをお開きください。

議案第33号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願があったので審議を求めます。

申請者につきましては、柏市船戸にお住まいの方です。

申請がありました土地は、流山市駒木台の畑3筆で、面積は2,163平方メートルです。

変更後の地目につきましては、山林でございます。本件につきましては、土地登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は山林であることから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために、証明願の提出があったものでございます。

本件の議案案内図につきましては、16ページにございますのでご参照いただきたいと思います。

今月の許可を要しない土地の証明願は、以上の1件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第33号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、1件でございます。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

初めに申請地は東武線初石駅の北東約1.7キロメートルに位置している土地で、登記地目は畑、現況は山林の状況となっております。

また、申請地は、平成15年に相続により取得した土地で、正確な年月日は不明ですが、少なくとも平成7年ごろには現在のように山林の状況となっていたとのことでした。今回の願出書の提出に当たっては、平成7年5月に撮影された航空写真が添付

されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、願出があったものであります。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は、山林となっていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

1番(小田桐委員) 現況に地目を合わせることで、どんなメリットがあるんですか。
田村次長補佐 まず、農地のままですと、当然所有権等の売買ができないんですけど、山林にすることで農地性が無くなるということなので、仮に誰かにその土地を売るという目的でも、今後できるようになるということですね。そういった農地法からの規制を免れることができるわけですね。

1番(小田桐委員) これは先ほどの議案第29号6番とも関係があるんですか。
田村次長補佐 正式には聞いていないですけども、今回の土地の地目変更をして売買するようです。

水代議長 質問があるので、再度議長を14番小林委員と代わります。

15番(水代委員) 29号の権利者と今回の申請者はどういう関係なんですか。本家分家ですか。

11番(小倉委員) 特に関係はないです。

水代議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第33号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第33号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第34号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の10ページをお開きください。

議案第34号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

次のとおり、適格者証明願いがあったので審議を求める。

今回、相続人から引き続き農業経営を行い、相続税の納税猶予を受けるため、証明願の提出があったものであります。

はじめに、相続人は流山市野々下の方で、相続開始年月日は平成27年11月12日です。

納税猶予の願い出がありました土地は、流山市野々下4丁目にあります畑1筆、面積3,448平方メートルで、市街化区域内にあり、生産緑地地区に指定されている農地であります。

本件の議案案内図につきましては、17ページでございますので合せてご参照いただきたいと存じます。

今月の納税猶予に関する適格者証明願につきましては、以上の1件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第34号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」御報告いたします。

今月の案件は1件です。本案につきましても、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

被相続人は、大正10年生まれで、平成27年11月に94歳で亡くなられた方でございます。相続人は、被相続人の二男で昭和24年生まれの67歳の方でございます。

本案は、引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるために、証明願があったものです。

農業従事者につきましては、申請者とその配偶者で、合計2名であります。

申請地は、露地野菜が作付されておりました。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないことを説明したところ、申請者からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続していくことが確認できたため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 ありがとうございます。これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第34号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第34号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。
ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第35号「農業委員会等に関する法律の改正に伴う定数条例等について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の11ページをご覧ください。

議案第35号

農業委員会等に関する法律の改正に伴う定数条例等について

農業委員会等に関する法律の改正に伴う定数条例等を別紙のとおりとする。

平成28年4月から改正農業委員会法の施行に伴いまして、これまでの選挙による委員と、農業団体や議会からの推薦による委員が、市長の選任による農業委員と農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員に変更されました。

これを受けて、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定めることから、農業委員会の意見を市長に提出するものであります。

この案件につきましては、去る5月25日と6月27日、更には本日の総会前の3回にわたりまして、総合農政検討委員会を開催し、原案の決定をいただきましたので、ここで上程をさせていただくものでございます。

次に、原案の内容につきましては、事前にお手元に配布させていただきました別紙資料を御覧いただきたいと存じます。

「農業委員の選出(案)」につきましては、旧公選委員の9地区の地区分けに基づき9名、利害関係を有しない者1名、女性委員2名の計12名となりました。

「農地利用最適化推進委員(案)」につきましては、旧公選委員の地区分けに基づき、新川地区と流山・八木地区にそれぞれ2名の計4名となりました。

現行の農業委員数の16名に対しまして、「農業委員等の選出(案)」においては、農業委員12名、農地利用最適化推進委員4名の現行委員数と同数の16名であります。

最後に、この案につきましては、本日の総会において御承認を頂きました後には、農業委員会の意見として、市長に提出したいと考えております。

本案の御説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小田桐委員長。

小田桐委員長 議案第35号「農業委員会等に関する法律の改正に伴う定数条例等について」、総合農政検討委員会における審議の経過と結果について御報告いたし

ます。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定めるに当たり、農業委員会の意見を市長に提出するものであります。

この案件につきましては、去る5月25日、6月27日、さらには本日の総会前の3回にわたり、総合農政検討委員会で審議したところ、先ほど次長が説明したとおり、決定をいただきました。

なお、委員報酬につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員とも、現行の農業委員報酬額と同額という結論に達しました。

以上で、総合農政検討委員会における審議の結果について、ご報告を終わらせていただきます。

水代議長 ありがとうございます。

ここで、一度休憩をはさみます。

(休憩)

水代議長 会議を再開いたします。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

これって推進委員の立場とか、ある程度きちんとしないといけないんじゃないですか。結構、まだ漠然とした捉え方の中で、農業委員と同じなら農業委員なんですよ。最後の表を見て、例えば報酬のところ、農業委員と推進委員を同格で考えている市町村も若干ある。それから、要するに格下というか、普通の業務上、楽なところがあるという捉え方もある中で、推進委員さんは何をされるんですか、という範囲を決めないといけないかな、と思うんですけど。国で示された指針では推進委員ってどういう立ち位置なんですか。

山崎次長 今ですね、現場を中心に活躍していただくという形のものが、当然推進委員ということもございますけども、利用集積の推進強化という形でございますが、先ほど、小田桐委員長の方からも話がありましたが、国の方でも具体的にこうしろああしろというのは出ていなくて、既にスタートしています16のところもそれを待って今後具体的に進めていくということです。それともう一件、報酬の関係がございましたけども、この差別というか書かれている所は、議決権がないからということで農業委員よりは推進委員を若干、下げているということもありました。ただ、千葉県の農業会議の考え方としては、あくまでも農業委員と推進委員は議決権はありませんけども同等だと、ですから、報酬というものも同等にさせていただくという考えが一番良いということは、県の農業会議ではおっしゃっていました。

小田桐委員長 今のイメージで言うと、後ろの4つの席が推進委員になるんですね。今は小委員会にそれぞれ分かれていますがけれども、その中の一人が、例えば農業委員という名前が推進委員に変わるということですか。多分これからもっとやっていく中

で、色々な業務の棲み分けとかがあると思うんですけど、最初の3年間は本当にモデルなので、それこそ今期で農業委員引退だな、なんて思っている人は、率先して推進委員になっていただいて、一緒に作っていくということにしないと、全然分からないのに、農業委員の経験もないのにやってくれなんて言うのは、相当厳しいものがあるんじゃないかという風にはこれをまとめる上で感じていますので、ご協力いただければと思います。もう一回、地区ごとの農業委員を輩出する基準を明確にしておくことが必要だと思います。

亀山局長 まだ制度がスタートしておりませんし、新しい委員さんや推進委員の方がいらっしゃるわけではないんですけど、事務局としては、例えば、こうした会議の席もそうですけれども、研修会とかそういったようなものも一緒に是非参加して頂きたいという風に考えています。何せ、初めての組織としてスタートするわけですから、やることは今までとは変わりはないんですけども、具体的に先ほど委員長が申し上げたように、仕事自体がはっきり分かっていない中で、お願いせざるを得ない。これは、国の方の考え方が現場主義でやっていきたいというところ以外は、出てきていないものですから、とりあえず推進委員の方と委員の皆さんと一緒に、農業委員会の仕事を進めていきたいという風に思っておりますので、逆に仕事のやりづらさだとか色々なところで、問題が出てきてしまうのはいけないというようなところもありまして、報酬については、若干の仕事量の違いがあるということも想定はできますけれども、その辺のところもお互いに協力していただきたいという風なことで、あえて差をつけるというようなことは私どもの方では考えないということで、こういった案を出させていただきましたので、ご理解をいただければ、という風に思っています。

水代議長 ということです。何かほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第35号について、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第35号については、原案のとおりとすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、報告第13号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の12ページをお開きください。

報告第13号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

斡旋依頼がありました土地は、流山市東深井の畑2筆、面積は2,455平方メートル

ルで、今年の5月に開催されました農業委員会総会の議案第24号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願い」でご承認をいただきました方の農地で、議案案内図につきましては、18ページになりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、買取り希望価格につきましては、記載のとおりであり、今後、買取り申出から3か月後の8月27日までに買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることとなります。

今月の生産緑地の買取り申出についてのご報告は、以上の1件です。

よろしく願い申し上げます。

水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

水代議長 次に、報告第14号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の13ページをご覧ください。

報告第14号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

今月の報告につきましては、昨年11月の総会で審議がなされ、昨年12月15日付けで、許可となった案件であります。

この案件につきましては、6月23日に第1小委員会の委員にご確認をいただきました。案内図及び計画図につきましては、議案案内図の19ページと20ページにございます。

また、現地確認した際の写真につきまして、それぞれスライドにしておりますので、合せてご参照をお願いいたします。

今月の転用許可を伴う工事完了の報告は、1件です。

よろしく願い申し上げます。

水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

水代議長 次に、報告第15号「専決処理の報告について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の14ページをお開きください。

報告第15号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

今月の農地法第4条の届出のご報告は10件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別につきましては、住宅用地が9件、貸駐車場が1件でした。

今月の4条届出の合計は、以上、10件、10筆、3,820平方メートルで、地目別の内訳では、田が1筆、446平方メートル、畑が9筆、3,374平方メートルでした。

次に、議案書の15ページをご覧ください。

2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月のご報告はマンションの区分所有を除きますと39件、マンションの区分所有を含めると全体で50件、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が48件、贈与、使用貸借が各1件でした。

また、転用目的別では、住宅用地が44件、駐車場、ゴミ置場が各2件、資材置場、公衆用道路が各1件ございました。

今月の5条届出の合計は、以上、50件、300筆、199,246.04平方メートルで、地目別の内訳では、田が256筆、192,756.74平方メートル、畑が44筆、6,489.30平方メートルでした。

今月の専決処理のご報告は、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

水代議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成28年第7回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時38分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成28年7月25日

流山市農業委員会長職務代理者水代 啓司.....

流山市農業委員会委員増田 正美.....

流山市農業委員会委員石井 博.....